

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年7月28日(2016.7.28)

【公表番号】特表2015-519457(P2015-519457A)

【公表日】平成27年7月9日(2015.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2015-044

【出願番号】特願2015-516570(P2015-516570)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
C 08 K	3/36	(2006.01)
C 08 L	91/08	(2006.01)
C 08 J	3/20	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00
C 08 K	3/04
C 08 K	3/36
C 08 L	91/08
C 08 J	3/20

C E Q Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月10日(2016.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1種のジエンエラストマー、カーボンブラックと無機充填剤を含む充填剤、および架橋系をベースとするゴム組成物であって、前記無機充填剤の含有量が、5 p h r (エラストマー100質量部当りの質量部)以上であって、前記組成物の充填剤全体の質量画分の多くとも50%を示すこと；前記カーボンブラックが少なくとも1種のアセチレン由来カーボンブラックを3 p h rよりも多い含有量でもって含み、アセチレン由来カーボンブラックの量が、質量画分として、前記組成物中に存在するカーボンブラックの50%よりも多くを示すこと；および、前記組成物が、可塑化用オイルおよび/または可塑化用樹脂を30 p h rよりも少ない可塑化用オイルと可塑化用樹脂の全体含有量でもって含むことを特徴とする前記ゴム組成物。

【請求項2】

アセチレン由来カーボンブラックの量が、質量画分として、前記組成物中に存在する充填剤全体の50%よりも多くを示す、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記無機充填剤含有量が、前記組成物の充填剤全体の質量画分の40%よりも多くを示す、請求項1又は2記載の組成物。

【請求項4】

アセチレンブラックの量が、質量画分として、前記組成物中に存在するカーボンブラックの90%よりも多くを示す、請求項1～3のいずれか1項記載の組成物。

【請求項5】

前記無機充填剤が、シリカからなる、請求項1～4のいずれか1項記載の組成物。

**【請求項 6】**

充填剤全体含有量が、30 ~ 90 p h r の範囲である、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項記載の組成物。

**【請求項 7】**

前記アセチレン由来カーボンブラック含有量が 10 ~ 40 p h r の範囲であり、前記無機充填剤含有量が 8 ~ 30 p h r の範囲である、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項記載の組成物。

**【請求項 8】**

前記無機充填剤含有量が、12 ~ 30 p h r の範囲である、請求項 7 記載の組成物。

**【請求項 9】**

可塑化用オイルと可塑化用樹脂の全体含有量が、0 ~ 5 p h r の範囲である、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項記載の組成物。

**【請求項 10】**

前記ジエンエラストマーが、ポリブタジエン、合成ポリイソブレン、天然ゴム、ブタジエンコポリマー、イソブレンコポリマーおよびこれらのエラストマーの混合物からなる群から選ばれる、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項記載の組成物。

**【請求項 11】**

請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項記載の少なくとも 1 種の組成物を含む、タイヤまたは半製品。